

一般社団法人日本画像医療システム工業会 入会金及び会費規程

一部改正 平成 元年 4月 1日

一部改正 平成10年 1月 5日

一部改正 平成24年 4月 1日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本画像医療システム工業会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会員が納付すべき入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

第 2 条 本会に入会しようとするものは、入会に際し次の金額を入会金として納入しなければならない。

- ① 正会員 10万円

(会費)

第 3 条 会費は、別に定める会費算定基準によって算出した額とする。

- 2 会費算定基準は、理事会の議決により定める。

(会費の納付)

第 4 条 会員は、本会の請求に基づき、6カ月分の会費を、本会の毎事業年度の上半期分については4月末日までに、及び下半期分については10月末日までに、それぞれ納入しなければならない。期の途中において入会した会員のその期の会費は、当期の入会後の月数（入会した月を含む）に応じた額とし、入会と同時に納付しなければならない。

- 2 本会は、事業年度の上半期に納入されるべき会費については、概算に基づいて請求を行うことができる。この場合には、当該年度の会費決定後精算を行うものとする。

(会員の協力)

第 5 条 会員は、会費の決定のために必要な資料の提出について、本会に協力しなければならない。

(会費等の返還)

第 6 条 本会は、定款第8条及び第9条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した入会金及び会費は定款第10条の2の規定により返還しない。

付 則

- 1. この規程は、昭和57年3月3日から施行する。